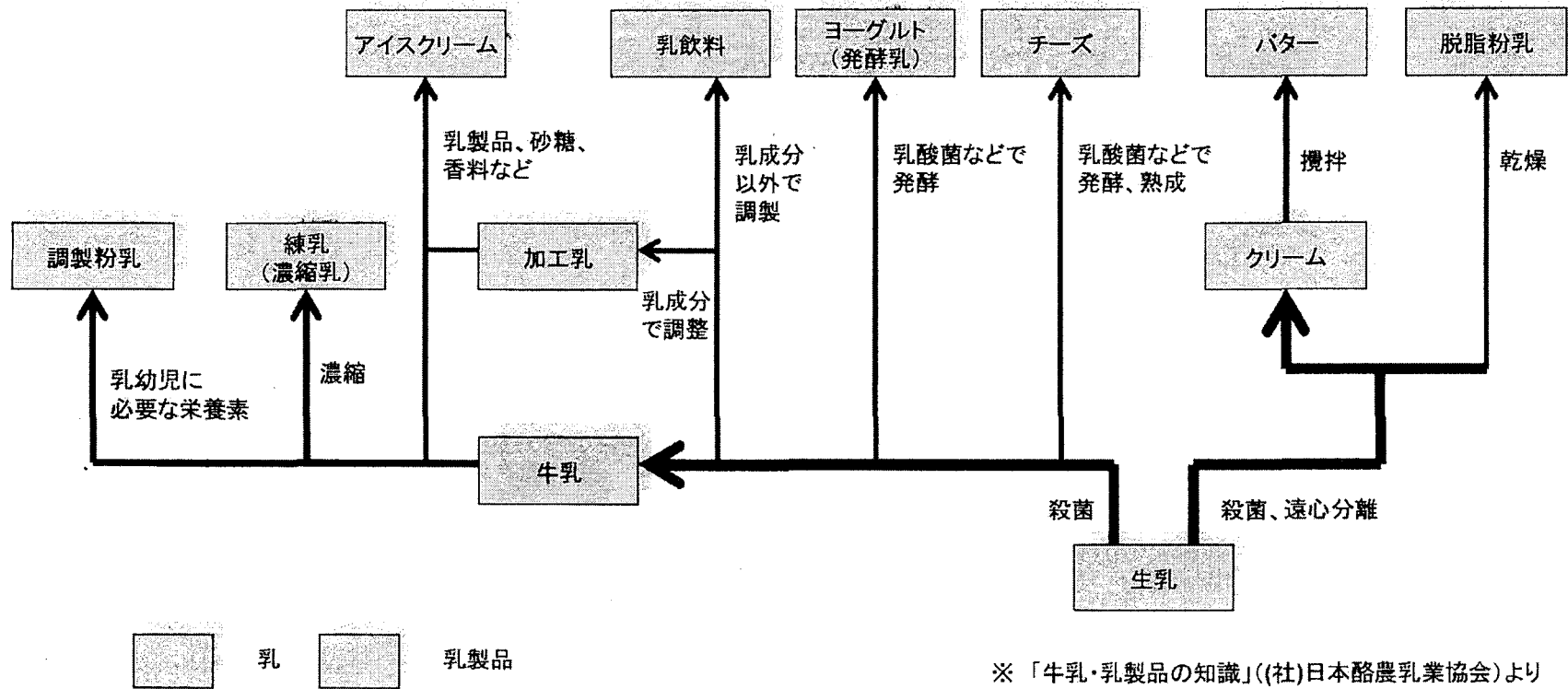


乳及び乳製品に使用する器具又は
容器包装の規格基準の見直しについて

乳及び乳製品の関係と乳等省令



乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年12月27日厚生省令第52号)

第1条 適用: 法第9条第1項(病肉等の販売等の禁止)、法第11条第1項(食品又は添加物の基準及び規格)、法第13条第2項・第3項(総合衛生管理製造過程に関する承認)、法第18条第1項(器具又は容器包装の規格・基準の制定)、法第19条(表示の基準)

第2条 定義

第3条 別表: 法第9条第1項に規定する省令で定める場合、乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準等

第4~6条 承認の申請、変更の承認の申請、承認の更新

第7条 表示

「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(乳等省令)別表」と 「食品、添加物等の規格基準(告示370号)」の比較

乳等省令第3条別表

- 一 法第9条第1項に規定する厚生労働省令で定める場合
- 二 乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準
 - (一) 乳等一般の成分規格及び製造の方法の基準
 - (二) 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳の成分規格並びに製造及び保存の方法の基準
 - (三) 乳製品の成分規格並びに製造及び保存の方法の基準
 - (四) 乳等を主要原料とする食品の成分規格並びに製造及び保存の方法の基準
 - (五) 乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準
 - (六) コップ販売式自動販売機で調理される乳酸菌飲料の調理の方法の基準
 - (七) 乳等の成分規格の試験法
- 三 乳等の総合衛生管理製造過程の製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法の基準
- 四 乳等の器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準
 - (一) 乳等の器具の規格
 - (二) 乳等の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準
 - (1)-1 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリームの販売用の容器包装
 - (1)-2 発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の販売用の容器包装
 - (2) 調整粉乳の販売用の容器包装

食品、添加物等の規格基準(告示370号)

第1 食品

- A 食品一般の成分規格
- B 食品一般の製造、加工及び調理基準
- C 食品一般の保存基準
- D 各条

第2 添加物

- A 通則
- B 一般試験法
- C 試薬・試液等
- D 成分規格・保存基準各条

第3 器具及び容器包装

- A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格
- B 器具又は容器包装一般の試験法
- C 試薬・試液等
- D 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格
- E 器具又は容器包装の用途別規格
- F 器具又は容器包装の製造基準

第4 おもちゃ

- A おもちゃ又はその原材料の規格
- B おもちゃの製造基準

第5 洗剤

- A 洗剤(もっぱら飲食器の洗浄の用に供されることが目的とされているものを除く。)の成分規格
- B 洗剤の使用基準